

秋田市教委告示第5号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種別	名称	所有者等又は保持者等	
		住所	氏名又は団体名
無形民俗文化財	勝平神社 地口絵灯ろう祭り	秋田市保戸野鉄砲町 4番28号	宗教法人勝平神社 代表役員 金山智紀